

特定建設作業についてよくある質問

Q-1 特定建設作業が2以上の市町にまたがる場合の届出はどうすればよいか。

A-1 両市町へ届出を行う必要があります。

Q-2 「杭回転押し込み工法」は、くい打機を使用する作業に該当するか。

A-2 該当しません。「くい打機」とは、打撃または振動を伴うものとして運用しています。

Q-3 さく岩機として手持ち式ブレーカー（ハンドブレーカー）を用いる建設作業は、特定建設作業に該当するか。

A-3 騒音の特定建設作業に該当します。

Q-4 バックホウのアタッチメントを標準バケットから油圧ブレーカーに付け替えて作業を行う場合、特定建設作業に該当するか。

A-4 騒音の「さく岩機を使用する作業」、振動の「ブレーカーを使用する作業」に該当します。

Q-5 さく岩機を使用する作業は、「1日における当該作業にかかる2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る」となっているが、2地点間の距離とは、どのような解釈か。

A-5 2地点間を結んだ直線距離です。

Q-6 原動機の定格出力が80kw未満のバックホウを使用する場合、届出が必要か。

A-6 県条例での届出が必要です。

騒音規制法の規制対象ではありませんが、県条例の「ブルドーザー、パワーショベル等の掘削機械を使用する作業」に該当します。

Q-7 道路の補修に用いる「路面切削機」は特定建設作業に該当するか。内容はアスファルトを数cmほど削り取る作業である。

A-7 特定建設作業には該当しません（従来より特定建設作業以外の建設作業と位置付けられています）。

Q-8 川や海での浚渫作業は特定建設作業に該当するか。

A-8 浚渫作業は建設工事ですので、ブルドーザー、パワーショベル等の掘削機械を使用する場合等は該当します。

Q-9 「コンクリート造、鉄骨造及びレンガ造の建物の解体作業」は、手作業だけにより行う作業も該当するか。

A-9 該当しません。

特定建設作業は、建設工事として行われる作業のうち著しい騒音を発生させる作業であり、手作業だけにより行う場合は特に著しい騒音を発生するとは考えられず、県条例の趣旨から考えても、規制の対象は人力以外の力（物理的要因をもつ）を利用する作業と考えます。